

運営指導における指摘事例

就労移行支援・就労継続支援A型・B型 編

神戸市福祉局監査指導部





目次

Agenda

01 運営基準について（就労系共通）

02 報酬算定・請求について



施設外支援・施設外就労・在宅利用支援を実施している事業所は、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成19年4月2日障障発第0402001号)」で算定要件をよくご確認ください。

施設外就労の指摘事例

- ✓ 施設外就労に随行する従業者として、サビ管・管理者・賃金向上達成指導員・目標工賃達成指導員を配置していた。
- ✓ 施設外就労を行う日の利用者数に対して、報酬算定上必要とされる人数の職員を配置していなかった。⇒午前・午後など、時間毎に利用者を分けていたとしても、その日の利用者数を合算した数に対し、報酬算定上必要とされる人数の職員配置が必要です。
- ✓ 施設外就労を含めた個別支援計画の事前作成や、就労能力・工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行に資すると認められることの記載がなかった。
- ✓ 施設外就労の実施状況が分かる資料を作成・保管していなかった。
- ✓ 施設外就労先の企業との請負契約書がなかった、または不備があった。

(2) 施設外支援・在宅利用支援

施設外支援の指摘事例

- ✓ 運営規程に施設外支援の内容が明記されていなかった。
- ✓ 個別支援計画の内容について、**1か月ごと**に必要な見直しが行われていなかった。
- ✓ 実習先の企業又は利用者からの聞き取りによる日報が作成されていなかった。

在宅利用支援の指摘事例

- ✓ 在宅でのサービス利用に係る届出を区役所へ提出していなかった。控えを事業所に保管していなかった。
- ✓ 運営規程に在宅利用者が行う訓練内容及び支援内容が明記されていなかった。
- ✓ 1日2回の連絡による助言又は進捗状況の確認、日報が作成されていなかった。
- ✓ 1週間に1回の評価等の記録が作成されていなかった。
- ✓ 月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者の通所による、訓練目標の達成度の評価等の実施の記録が作成されていなかった。

※評価等の記録は、日時・評価者・面談方法などを具体的に記載してください。

(3) 在宅利用に関する取扱い（要件）

利用者対象者

- ▶ 在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービスによる支援効果が認められると市町村が判断した利用者

在宅支援要件

- ① 運営規程に、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記してあること。
- ② 神戸市から求められた場合には訓練・支援状況を提出できるようにしておくこと。
- ③ 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューを確保すること。
- ④ 1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成。作業活動、訓練等の内容又は利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行えること。
- ⑤ 緊急時に対応できること。
- ⑥ 在宅利用者からの疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- ⑦ 事業所職員による訪問、利用者の通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。
- ⑧ 原則として、月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所等により、訓練目標の達成度の評価等を行う。
- ⑨ ⑦が通所により行われ、あわせて⑧の評価等も行われた場合⑧による通所に置き換えて差し支えない。
※在宅と通所による支援を組み合わせることも可能です。



就労系障害福祉サービスでの在宅利用の取扱い

通知文・Q&A

- [在宅でのサービス利用に係る届出書について \(PDF: 665KB\)](#)
- [在宅利用の取扱いに関するQ&A \(PDF: 823KB\)](#)

届出様式

- [在宅利用に係る届出書 \(EXCEL: 49KB\)](#)
- 在宅利用開始前に必ず届出書を提出してください。

提出先・提出方法

- 在宅利用する方の受給者証を発行している区役所 (支所) へご提出ください。
- 郵送で提出してください。
- [区役所一覧](#)

《 在宅利用の取扱いに関するHP 》

https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/shuro/zaitakuriyo_hennko.html

(4) 賃金・工賃の支払等の注意点

- 賃金・工賃は、「生産活動に係る事業の収入」から「生産活動に係る事業に必要な経費」を控除した額に相当する金額を支払うこと。



- 利用者の技能に応じて工賃の差別が設けられていないこと。
- 賃金及び工賃の支払いに要する額は、自立支援給付をもって充ててはいけません。

〈参考〉賃金・工賃を適切に支払うため、事業所の運営方針や生産活動の改善方法等を検討する際に役立つツールとして、「生産活動シート」が厚生労働省より提供されています。

《生産活動シート記入方法と確認点》

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001600441.pdf>

回答対象：就労継続支援A型

記入年月日
作成者
連絡先（電話番号）

生産活動内容と収支状況に関するシート

【記載の留意事項】
○本事業は、前年度実績について記載すること。
○黄色部分だけ入力すること。白色の項目は自動計算のため入力しないこと。

1. 事業所概要

法人名	
事業所番号	
事業所名	
事業所所在地	
指定年月日	
利用定員	
令和2年4月1日現在の従業員数	
基本報酬区分	
スキーム区分	
経費改善提出状況	前年度 <input type="checkbox"/> B1B2 <input type="checkbox"/> B3B4 <input type="checkbox"/> B5B6 <input type="checkbox"/> B7B8
	前々年度 <input type="checkbox"/> B1B2 <input type="checkbox"/> B3B4 <input type="checkbox"/> B5B6 <input type="checkbox"/> B7B8

2. 生産活動内容

○前年度が行った生産活動内容が異なるプログラムを併記すること。
○生産活動年度別を単位、それぞれから生産活動の収入を記載すること。
○生産活動内容は記入した金額の原形となる資料（単位別活動費明細書等）を添付すること。

生産活動(1)	分類	単位別収入	活動内容	生産活動による収入
				0円

(4) 賃金・工賃の支払等の注意点 2

賃金・工賃の支払 指摘事例

- ✓ 生産活動に係る事業の収入を超える額の賃金・工賃を支払っていた。
- ✓ 同一作業において利用者の技能・能力に応じて工賃に差が設けられていた。
- ✓ 工賃を決定する基準（工賃規程など）が定められていなかった。

※一部の就労継続支援B型事業所において、利用者である生活保護受給者に対し、実際に支払った工賃額ではなく、保護費を減額されないように15,000円という虚偽の明細書を渡している事案がありました。
このような場合、利用者が不正に受給した保護費が返還となるのはもちろん、加算金を付したうえで返還、生活保護の停止となる場合もありますので、必ず実際に支払った工賃額の明細書を渡すように注意してください。

(参考) 指定就労継続支援事業所の新規指定や運営状況の把握に関するガイドラインについて

福祉・介護

指定就労継続支援事業所の新規指定 及び運営状況の把握・指導のための ガイドラインについて

- 指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて
- ガイドラインに係る説明動画の公開 (YouTube) について [参考](#)

指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導 のためのガイドラインについて

指定就労継続支援事業所に関する自治体向けガイドラインを作成いたしました。
自治体及び事業所の皆様におかれては、適切な事業運営の確保に向けてご参考としていただきますようお願いいたします。

・ [PDF 概要 \[312KB\]](#) 

・ [【通知】指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて](#)
[\(別添\) 生産活動シート \[72KB\]](#) 

※ [「生産活動シート 記入方法と確認点 \(解説資料\)」](#)
(令和6年度障害者総合福祉推進事業報告書 添付資料)

厚生労働省より、指定就労継続支援事業所に関するガイドラインが作成されています。
運営状況の把握・指導の観点について詳細に記載されていますので、適切な事業所運営に向けて参考にしていただくようお願いします。

《厚生労働省》

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001620464.pdf>



目次

Agenda

01 運営基準について（就労系共通）

02 報酬算定・請求について

(1) スコア表の公表と報告 (就労継続支援A型)



- スコア表は、障害福祉サービス等検索ウェブサイト (WAMNET) で公表してください。これに加え事業所のHP等における公表も可能な限り実施してください。
- スコア表を公表していない場合や神戸市に報告していない場合は減算の対象になります。
- 神戸市への報告の方法については、別途通知します。

※ 評価項目及び評価方法については、厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和3年厚生労働省告示第88号を参照してください）。

(2) スコア表の注意点・指摘事例

スコアの算定要件を満たさず、スコアの合計点が下がり、報酬区分が変わることが判明した場合は、過誤返還の対象となります。
以下はあくまで一例であり、他多数の指摘実績があります。

『スコア表(Ⅲ)多様な働き方』の指摘事例

- ✓ 免許・資格取得、検定の受検勧奨や、利用者を職員として登用する制度、在宅勤務、フレックスタイム制、短時間勤務、時差出勤制度等、就業規則等に定める必要がある項目について、規定がないにも関わらず算定していた。

『スコア表(Ⅳ)支援力向上』の指摘事例

- ✓ 内部研修会の要件を満たしていなかった
(外部専門家が講師でなかった、虐待防止研修を内部研修会の実績としていた等)
- ✓ 学生の実習受入れを、視察・実習の受入れの実績としていた。
- ✓ 人事評価制度について、就業規則等に客観的な評価基準・昇給条件が明記されていなかった。
- ✓ 通常の営業活動を販路拡大の商談会等への参加の実績としていた。

(3) 基本報酬・加算の指摘事例

基本報酬の指摘事例

- ✓ 本市に届け出ている報酬区分と異なる区分で報酬請求が行われていた。(共通)
- ✓ 前年度の平均工賃が報酬区分の要件を満たしていないにもかかわらず、誤った報酬区分で請求が行われていた(就B)

賃金向上達成指導員配置加算の指摘事例(就A)

- ✓ 賃金向上計画(又は経営改善計画)を作成していなかった。
- ✓ 賃金向上達成指導員を常勤換算で1以上配置していなかった。

目標工賃達成指導員配置加算の指摘事例(就B)

- ✓ 目標工賃達成指導員を常勤換算で1以上配置していなかった。

※報酬区分が変わることが判明した場合や加算の要件を満たしていないことが判明した場合は、過誤返還の対象となります。また、悪質な場合は刑事告訴する可能性もあります。

(4) 就労移行支援体制加算

大阪市内の就A事業所による「就労移行支援体制加算」 過大受給疑いについて

令和7年11月、大阪市内の就A事業所による「就労移行支援体制加算」過大受給疑いの事案について報道がありました。当該事業所は、制度の主旨と異なる手法で、加算が認められない場合に該当するにも関わらず加算を算定しており、現在大阪市内は監査を行い、返還請求・指定取消を検討しています。

詳細は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.7（令和7年1月24日）をご確認ください。

【加算が認められない場合】

- ・過去3年間において、当該指定就労継続支援A型事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者。
- ・就労継続支援事業所甲から、企業①へ就職し、就職後6月経過後、企業①を退職後に甲の利用者として再び受け入れ、さらに後日、再度企業①へ就職するなど、離転職を繰り返すケース。
- ・就労継続支援事業所甲から、企業①へ就職し、就職後6月経過後、企業①を退職後に、就労継続支援事業所乙の利用者として受け入れ、後日、企業②へ就職するなど、複数事業所及び企業間の離転職を計画的に繰り返すケース。

加算の算定については、利用者本人や当該事業所の他の利用者、他事業所、一般就労先などの関係機関等からも情報を収集し、総合的に当該加算の算定の可否を判断します。過大受給が判明した場合は遡って返還の対象となります。